

○第二種奨学金の割賦金算出の定率及び利息計算に関する施行細則

平成14年12月9日

達第1063号

(趣旨)

第1条 日本育英会奨学規程(昭和59年8月29日達第762号。以下「奨学規程」という。)

第20条第5項及び日本育英会第二種奨学金業務実施規程(平成11年6月7日達第982号。以下「業務実施規程」という。)第21条第1項に基づく割賦金算出の定率並びに奨学規程第21条第1項に規定する繰上返還の利息に関する取扱いについては、この施行細則の定めるところによる。

(割賦金算出の定率)

第2条 奨学規程第20条第5項及び業務実施規程第21条第1項において別に定める定率とは、次の計算式によつて定められる率をいう。

(1) 平成10年2月以前に貸与終了した年賦返還の者

$$\text{定率} = \frac{i \times (1+k \times i) \times (1+i)^{n-1}}{(1+i)^n - 1}$$

備考

- ・年賦返還の利率の*i*は年利率
- ・*k*については  
奨学金の貸与期間が満了した者は9/12  
奨学金の貸与期間が満了しない者は12/12
- ・返還回数は*n*

(2) 前号に定める以外の者

$$\text{定率} = \frac{i \times (1+i)^n}{(1+i)^n - 1}$$

備考

- ・*i*については  
年賦返還の場合は年利率  
半年賦返還の場合は年利率の6/12  
月賦返還の場合は年利率の1/12
- ・返還回数は*n*

(繰上返還の利息)

第3条 第二種奨学金の貸与を受けた者で、年賦又は半年賦(月賦併用の場合の半年賦分を含む。)で返還している者が、奨学規程第21条第1項に規定する繰上返還をした場合において、その繰上返還により返還完了となつたときは、同項第1号又は第2号の規定にかかわらず、当該繰上返還における元金に係る利息は、当該返還の日の属する月分までとする。

附 則

(施行期日)

この施行細則は、平成14年12月9日から施行する。